

議案第 18 号

木古内町高齢者等入浴無料券交付条例制定について

木古内町高齢者等入浴無料券交付条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 3 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町高齢者等入浴無料券交付条例

(目的)

第1条 この条例は、高齢者及び重度身体障害者の心身の保養と健康の保持を図るため、木古内町内（以下「町内」という。）の入浴施設を利用する際に使用できる、入浴無料券の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 この事業の対象者は、町内に居住し、住民基本台帳に記載され、当該年度中に満75歳以上となる者

2 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者」という。）であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に掲げる1級、2級又は3級に該当する者

3 第1項及び第2項に該当する者であつても、次の者は除くものとする。

(1) 施設等に入所している者

(2) 病院等に入院している者

4 当該年度中に転入した者及び病院等から退院したのものについては、その事実のわかつた時点で交付対象者とする。

(有効期間)

第3条 入浴無料券の有効期間は、交付の日から当該年度の3月31日までとする。

(無料券)

第4条 入浴無料券は交付対象者一人あたり、年間12枚交付するものとする。

2 第2条第4項に規定する対象者となった場合は、その対象者となった日の属する月から、1月につき1枚の割合で交付するものとする。

(利用場所)

第5条 入浴無料券の利用場所は、町内の入浴施設において利用できるものとする。

(無料券の交付)

第6条 第2条の規定による交付対象者が、無料券の交付を受けようとするときは、本人または家族等が、町長に申し出るものとする。

2 申し出を受けた場合、住民基本台帳を閲覧の上、交付対象要件を確認後、無料券を交付するものとする。

(利用方法)

第7条 無料券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が、入浴施設を利用する場合は、その都度無料券を利用する施設へ提出しなければならない。

2 無料券は、第三者に譲渡し、使用させてはならない。

(無料券の再交付)

第8条 利用者が無料券を紛失等のときは、再交付しないものとする。

(利用券の返還)

第9条 利用者が、次の事項に該当したときは、無料券を町長に返還しなければならない。

(1) 施設等へ入所したとき。

(2) 町外へ転出したとき。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。